

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良地方法務局長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十九年十一月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（不動産登記法第十四条第一項による地図作成）

二 測量の地域 生駒郡斑鳩町龍田西四丁目、龍田西五丁目、龍田西七丁目、稲葉西一丁目、稲葉西二丁目及び神南三丁目から神南五丁目まで

三 測量の期間 平成二十九年十月一日から平成三十年二月二十八日まで